

日本臨床肛門病学会定款施行細則

第1章 評議員の選出等

第1条（評議員の資格）

評議員は、定款で定める要件のほか、次の各号に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 選出される年の1月1日の時点において継続して5年以上本学会の正会員であること
- (2) 会費の怠納がないこと
- (3) 本学会の技能指導医であること

第2条（評議員の選出方法）

常任理事会は、前条の要件をすべて満たす正会員の中から、評議員としてふさわしい実績を有すると認める者を審査及び選出し、理事会の承認を得た上で、理事長は、それらの者に評議員を委嘱する。

第3条（評議員資格の喪失）

- 1 評議員が、評議員会を正当な理由なく3回連続して欠席した場合には、任期途中であっても、連続欠席が3回目となった評議員会開催日の翌月末日をもって評議員資格を失う。
- 2 評議員が職務上の義務違反行為その他評議員としてふさわしくない行為をしたと認められるときは、理事会の決議を経て、評議員総数の3分の2以上の賛成による評議員会の決議により、当該評議員を解任することができる。
- 3 前項の規定により解任する場合は、当該評議員に対し、あらかじめ通知するとともに、解任の決議を行うに先立ち理事会及び評議員会において弁明の機会を与える。
- 4 第3項の規定により解任された評議員は、再度評議員になることはできない。

第2章 役員の選任等

第4条（理事の選出）

- 1 理事は、選挙及び委嘱により選出する。
- 2 選挙による理事の選出は、評議員会において、総評議員の過半数の出席のもと選挙を行い、得票数の順に10名以内を選出する。
- 3 委嘱による理事の選出は、前条により選出された理事により選任された理事長が評議員の中から理事としてふさわしい実績を有すると認める若干名を推薦し、前条の選挙の際の評議員会においてその承認を得た者をすべて理事として選出する。
- 4 理事の選出のための選挙は、4年に1回行なう。

5 理事の選出のための選挙に関する事項は、定款及び本細則に規定することのほかは、日本臨床肛門病学会理事選挙細則において定める。

第5条（理事の信任）

すべての理事は、4年ごとに行われる理事選挙の中間年にあたる年に、評議員会の決議によって信任を得るものとし、信任を得られなかつた理事の補充は、次条の例による。

第6条（理事の欠員及び補充）

- 1 選挙による理事が欠けたときは、その理事が選任された選挙の際の次点者を理事として補充する旨の評議員会の決議があつたものとみなし、その次点者を理事とする。なお、理事選挙の際の次点者が複数名存在する場合には、あらかじめ抽選により、理事として補充する順位を定める。
- 2 委嘱による理事が欠けた場合には、理事長が評議員の中から理事としてふさわしい実績を有すると認める者を推薦し、評議員会の決議により理事を補充することができる。

第7条（理事長の選定）

理事長は、選挙による理事並びにその選挙の時点における理事長及び常任理事による合議に基づき、4年に1回の選挙による理事の中から選定する。ただし、4年ごとに行われる理事選挙の中間年にあたる年において、理事長が5条に定める理事の信任を得られなかつた場合には、その信任を得られた選挙による理事の中から同様の合議に基づき理事長を選定する。

第8条（理事長の代行等）

- 1 理事長に事故があるときは、選挙による理事の互選によって、理事長代行を選定する。
- 2 理事長代行は、理事長が会務に復帰するまでの間、理事長の職務を代行する。
- 3 理事長が欠けたときは、前条の規定により新たに理事長を選定する。
- 4 任期途中で欠けた理事長の後任として選定された理事長の任期は、前任者の残り期間とする。

第9条（監事の選出）

- 1 監事は、理事会において定款で定める要件を満たす評議員の中から1名ないし2名を推薦し、評議員会の決議により選任される。
- 2 前項の決議は、総評議員の過半数の評議員の出席のもと書面、挙手その他適当な方法によって行う。

第10条（監事の欠員及び補充）

定款で定めた監事の員数が欠けた場合には、理事会において評議員の中から監事を推薦し、評議員会の決議により監事を選任する。

第3章 理事会の運営等

第11条（理事会等への出席）

- 1 理事長は、必要と認めるときは、理事以外の者が理事会に出席することを認めることができる。
- 2 理事長は、必要と認めるときは、常任理事以外の者が常任理事会に出席することを認めることができる。

第4章 会費

第12条（会費の額）

各会員の会費の年額は次のとおりとする。ただし、名誉会員及び特別会員は、会費を納めることを要しない。

- (1) 理事又は評議員である正会員：1口15、000円
- (2) 上記(1)以外の正会員：10、000円
- (3) 賛助会員：1口10、000円とし、1口以上とする。

第13条（会費の納付期限）

正会員及び賛助会員は、当該事業年度の会費を当該事業年度の末日までに、全額を納付しなければならない。ただし、新規加入会員については、入会時に入会した事業年度の会費を納入しなければならない。

第4章 定款細則の変更

第14条（定款施行細則の変更）

本施行細則は、理事会または評議員会の決議によって変更することができる。

以上

付 則（令和5年3月18日）

- 1 本細則が成立した時点において本細則に定める評議員の資格要件を満たさない評議員は、その時点において評議員の地位を失う。
- 2 本細則が成立した時点における理事長及び常任理事は、それぞれ退任した日から起算して3年の間、評議員会、理事会及び常任理事会に出席して、意見を述べることができる。